

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和2年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	17	事業名	災害公営住宅整備事業 (原釜地区)	事業番号	D-4-3
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市 (直接)
総交付対象事業費		156,060 (千円)	全体事業費		156,060 160,273 (千円)

事業概要

■災害公営住宅整備事業 (原釜地区)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し、被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

原釜地区 共同住宅 10戸 1棟の整備

▼位置付け

[相馬市復興計画 (Ver1.2)] 第2章-第1節-第6項 孤独死対策 (P20)

[相馬市復興計画 (Ver1.2)] 第2章-第2節-第3項 住宅の整備 (P31)

(事業間流用による経緯の変更) (令和2年1月10日)

外構工事の仕様変更に伴い、事業費に不足が生じたため、★F-2-1-1 市街地効果促進事業 (相馬市) より 4,213千円 (国費: H27 3,687千円) 流用。

これにより、交付対象額は 156,060千円 (136,552千円) から、160,273千円 (140,239千円) に増額。

当面の事業概要

<平成23~31年度>

原釜地区 共同住宅 10戸 1棟の整備

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約3,800人 (1,400世帯) が震災後、約1年を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいる。これら被災者 (低所得者等 (特区特例により収入要件緩和)、高齢者) を対象に応急仮設住宅から恒久住宅の住み替えを図り、生活環境の改善を図る。

被災者は応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで、身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み、生活基盤を固めることは非常に重要である。

なお、共同住宅は、高齢者の共同生活により孤立化を防ぎながら、災害時の拠点となる共同スペースを確保する。また、災害時の停電に備え再生可能エネルギーの活用のため太陽光発電を屋根に設置する。

関連する災害復旧事業の概要

被災者向けに応急仮設住宅 1500戸を建設

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	18	事業名	災害公営住宅整備事業 (磯部地区)	事業番号	D-4-4
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市 (直接)
総交付対象事業費		178,613 (千円)	全体事業費		178,613 178,613 182,972 (千円)

事業概要

■災害公営住宅整備事業 (磯部地区)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し、被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

磯部地区 共同住宅 12 戸 1 棟の整備

▼位置付け

[相馬市復興計画 (Ver1.2)] 第 2 章-第 1 節-第 6 項 孤独死対策 (P20)

[相馬市復興計画 (Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P31)

(事業間流用による経緯の変更) (令和 2 年 1 月 10 日)

資材高騰に伴い、事業費に不足が生じたため、★F-2-1-1 市街地効果促進事業 (相馬市) より 4,359 千円

(国費: H27 3,815 千円) 流用。

これにより、交付対象額は 178,613 千円 (156,286 千円) から、182,972 千円 (160,101 千円) に増額。

当面の事業概要

<平成 23~31 年度>

磯部地区 共同住宅 12 戸 1 棟の整備

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人 (1,400 世帯) が震災後、約 1 年を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいる。これら被災者 (低所得者等 (特区特例により収入要件緩和)、高齢者) を対象に応急仮設住宅から恒久住宅の住み替えを図り、生活環境の改善を図る。

被災者は応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで、身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み、生活基盤を固めることは非常に重要である。

なお、共同住宅は、高齢者の共同生活により孤立化を防ぎながら、災害時の拠点となる共同スペースを確保する。また、災害時の停電に備え再生可能エネルギーの活用のため太陽光発電を屋根に設置する。

関連する災害復旧事業の概要

被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	19	事業名	災害公営住宅整備事業（細田地区）	事業番号	D-4-5
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市
総交付対象事業費		1,289,721（千円）	全体事業費		1,289,721,345,954（千円）
事業概要					
■災害公営住宅整備事業（細田地区） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し、被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。					
▽事業量 細田地区 災害公営住宅戸建 65 棟、共助住宅 1 棟の整備					
▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 1 節-第 6 項 孤独死対策(P20) 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備(P31)					
(事業間流用による経緯の変更) (令和 2 年 1 月 10 日) 用地取得・造成費の確定に伴い、事業費に不足が生じたため、★F-1-1 市街地効果促進事業(相馬市)より 56,233 千円(国費:H27 49,204 千円)流用。 これにより、交付対象額は 1,289,721 千円(1,128,505 千円)から、1,345,954 千円(1,177,709 千円)に増額。					
当面の事業概要					
<平成 24~31 年度> 細田地区災害公営住宅建設工事 (共同住宅) 1 棟 12 世帯 (戸建住宅) 65 戸					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人(1,400 世帯)が震災後、約 1 年を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいる。これら被災者(低所得者等(特区特例により収入要件緩和)、高齢者)を対象に応急仮設住宅から恒久住宅の住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで、身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み、生活基盤を固めることは非常に重要である。 なお、共同住宅は、高齢者の共同生活により孤立化を防ぎながら、災害時の拠点となる共同スペースを確保する。また、災害時の停電に備え再生可能エネルギーの活用のため太陽光発電を屋根に設置する。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	21	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業	事業番号	D-6-1																
交付団体	市	事業実施主体 (直接/間接)	市																		
総交付対象事業費	90,610 (千円)	全体事業費	102,329,188,071 (千円)																		
事業概要																					
<p>■東日本大震災特別家賃低減事業</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備するが、被災した入居者に対する経済的支援を行うため、家賃の近傍同種家賃と公営住宅法に基づく入居者負担基準額との差額について補助を実施することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう実施する。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更) (平成 29 年 1 月 19 日) 追加配分のため、◆D-21-3-1 雨水排水対策事業 (岩子地区) より 31,337 千円 (国費: 23,503 千円) を流用。 これにより、交付対象事業費は 90,610 千円 (67,955 千円) から、121,947 千円 (91,458 千円) に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更) (平成 30 年 1 月 17 日) 追加配分のため、D-23-3 防災集団移転促進事業 (荒田地区) より 30,384 千円 (国費: 22,786 千円) を流用。 これにより、交付対象事業費は 121,947 千円 (91,458 千円) から、152,331 千円 (114,244 千円) に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更) (平成 31 年 1 月 11 日) 追加配分のため、★F-2-1-1 市街地効果促進事業 (相馬市) より 20,662 千円 (国費: H27 予算 15,493 千円) を流用。 これにより、交付対象事業費は 152,331 千円 (114,244 千円) から、172,993 千円 (129,737 千円) に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更) (令和 2 年 1 月 10 日) 追加配分のため、★F-2-1-1 市街地効果促進事業 (相馬市) より 15,078 千円 (国費: H27 予算 11,307 千円) を流用。 これにより、交付対象事業費は 172,993 千円 (129,737 千円) から 188,071 千円 (141,044 千円) に増額。</p>																					
当面の事業概要																					
<table border="0"><tr><td><平成 25 年度> 対象戸数: 馬場野地区等</td><td>5 9 戸</td><td><平成 29 年度> 戸対象戸数: 馬場野地区等</td><td>2 3 8 戸</td></tr><tr><td><平成 26 年度> 対象戸数: 馬場野地区等</td><td>1 1 6 戸</td><td><平成 30 年度> 戸対象戸数: 馬場野地区等</td><td>2 1 8 戸</td></tr><tr><td><平成 27 年度> 対象戸数: 馬場野地区等</td><td>2 4 9 戸</td><td><平成 31 年度(見込み)> 戸対象戸数: 馬場野地区等</td><td>1 9 9-2-0-3 戸</td></tr><tr><td><平成 28 年度> 対象戸数: 馬場野地区等</td><td>2 3 7 戸</td><td><平成 32 年度(見込み)> 戸対象戸数: 馬場野地区等</td><td>1 7 2-2-0-3 戸</td></tr></table>						<平成 25 年度> 対象戸数: 馬場野地区等	5 9 戸	<平成 29 年度> 戸対象戸数: 馬場野地区等	2 3 8 戸	<平成 26 年度> 対象戸数: 馬場野地区等	1 1 6 戸	<平成 30 年度> 戸対象戸数: 馬場野地区等	2 1 8 戸	<平成 27 年度> 対象戸数: 馬場野地区等	2 4 9 戸	<平成 31 年度(見込み)> 戸対象戸数: 馬場野地区等	1 9 9-2-0-3 戸	<平成 28 年度> 対象戸数: 馬場野地区等	2 3 7 戸	<平成 32 年度(見込み)> 戸対象戸数: 馬場野地区等	1 7 2-2-0-3 戸
<平成 25 年度> 対象戸数: 馬場野地区等	5 9 戸	<平成 29 年度> 戸対象戸数: 馬場野地区等	2 3 8 戸																		
<平成 26 年度> 対象戸数: 馬場野地区等	1 1 6 戸	<平成 30 年度> 戸対象戸数: 馬場野地区等	2 1 8 戸																		
<平成 27 年度> 対象戸数: 馬場野地区等	2 4 9 戸	<平成 31 年度(見込み)> 戸対象戸数: 馬場野地区等	1 9 9-2-0-3 戸																		
<平成 28 年度> 対象戸数: 馬場野地区等	2 3 7 戸	<平成 32 年度(見込み)> 戸対象戸数: 馬場野地区等	1 7 2-2-0-3 戸																		
東日本大震災の被害との関係																					
<p>東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人 (約 1,400 世帯) が震災後、約 1 年 7 ヶ月を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいるこれらの被災者 (低所得者等 (特区特例により収入要件緩和)、高齢者) を対象に応急仮設住宅から恒久住宅への住み替えを図り、生活環境の改善を図る。</p> <p>被災者は、応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み生活基盤を固めることが非常に重要である。</p> <p>なお、応急仮設住宅や県借上げアパート入居者の多くは、今後の生活に対する経済的不安を感じているため、家賃等の負担を軽減する対策は必要不可欠であります。</p>																					
関連する災害復旧事業の概要																					
被災者向けに応急仮設住宅 1,500 戸を建設																					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	42	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:法定外道路)	事業番号	D-1-18
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	375,000(千円)	全体事業費		1,246,649(千円)	
事業概要					
<p>■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:法定外道路)</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>実施場所:相馬市磯部地区 事業内容:市道・法定外道路 L=2,000m W=6m C=1,246,649千円 磯部字狐字地区から安全な場所への避難路</p> <p>▼位置付け</p> <p>[相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(平成27年3月31日) 人件費・資材費高騰により、本工事費が増額したため、D-23-1 防災集団移転促進事業(細田地区)より155,865千円(国費:120,795千円)を流用。 これにより、交付対象事業費は375,000千円(290,625千円)から、530,865千円(411,420千円)に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(平成29年1月19日) 人件費・資材費高騰等により、本工事費が増額したため、 D-21-2 下水道事業(公共下水道(雨水幹線)整備事業)(尾浜地区)より228,609千円(国費:177,172千円) D-21-3 下水道事業(公共下水道(雨水幹線)整備事業)(岩子地区)より81,543千円(国費:63,196千円) D-21-2-1 雨水排水対策事業(尾浜地区)より77,420千円(国費:60,000千円)を流用。 これにより、交付対象事業費は530,865千円(411,420千円)から、918,437千円(711,788千円)に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(平成30年10月10日) 事業計画変更に伴い、本工事費が増額したため、 D-23-3 防災集団移転促進事業(荒田地区)より222,813千円(国費:H25 予算194,961千円) F-2-1 市街地復興効果促進事業より18,288千円(国費:H27 予算14,630千円)を流用。 これにより、交付対象事業費は918,437千円(711,788千円)から、1,188,878千円(921,379千円)に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(令和2年1月10日) 令和2年度分事業費を、F-2-1 市街地効果促進事業(相馬市)より57,771千円(国費:H27 予算44,772千円)を流用。 これにより、交付対象事業費は1,188,878千円(921,379千円)から、1,246,649千円(966,151千円)に増額。</p>					
当面の事業概要					
<p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。</p> <p><平成24年度></p> <p>①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収</p> <p><平成25年度~令和2年度></p> <p>①市道整備のための工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。</p> <p>これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。</p> <p>震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。</p> <p>これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。</p> <p>そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。</p> <p>また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。</p>					

関連する災害復旧事業の概要
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	52	事業名	住宅・建築物安全ストック形成事業 (がけ地近接等危険住宅移転事業)	事業番号	D-13-1
交付団体	市		事業実施主体 (直接/間接)	市(直接)	
総交付対象事業費	1,344,060 (千円)		全体事業費	1,344,060 (千円)	
事業概要					
<p>■住宅・建築物安全ストック形成事業 (がけ地近接等危険住宅移転事業)</p> <p>今度想定される災害への未然防止を図るため、津波やがけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、もって市民の生命の安全を確保するため事業を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>①移転想定世帯数：343 世帯 (H24 年 7 月意向調査集計結果に基づき変更)</p> <p>②事業費：危険住宅の除却等に要する費用、危険住宅に代わる住宅の建設 (購入) に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する費用を補助</p> <p>▼位置付け</p> <p>[相馬市復興計画 (Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 2 項 被災地整理 (P26)</p> <p>[相馬市復興計画 (Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P31)</p> <p>[相馬市復興計画 (Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 9 項 防災体制整備 (P43)</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度~令和 2 年度></p> <p>今度想定される災害への未然防止を図るため、津波やがけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、もって市民の生命の安全を確保するため事業を実施する。</p> <p>①移転想定世帯数：343 世帯のうち、移転を行ったものに順次補助</p> <p>②事業費：危険住宅の除却等に要する費用、危険住宅に代わる住宅の建設 (購入) に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する費用を補助</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>今回の震災により、本市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けている。</p> <p>特に、建物が流出し、多くの犠牲者を出した地域においては、居住するための新たな建物を建築することは危険と判断し、約 110 ヘクタールの「災害危険区域」を指定している。</p> <p>今後、災害の未然防止を図るため、当該災害危険区域や津波、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、市民の生命の安全を確保する必要がある。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>市沿岸部において、約 110 ヘクタールの「災害危険区域」等を対象に、防災集団移転促進事業を実施し、住民を安全な場所に移転させるべく、現在事業を行っている。</p> <p>また、経済的に自力での住宅を建設することが難しい方向けに災害公営住宅を建設し、被災者に貸与することも行う。</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	88	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業 (補助率変更分)	事業番号	D-5-2
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市
総交付対象事業費		0 (千円)	全体事業費		391,034,341,173 (千円)
事業概要					
<p>■災害公営住宅家賃低廉化事業</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備するが、被災した入居者に対する経済的支援を行うため、家賃の近傍同種家賃と公営住宅法に基づく入居者負担基準額との差額について補助を実施することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう実施する。</p> <p>※管理開始後 5 年経過すると基本国費率が 3/4 から 2/3 に変更となるため、No. 20 事業 (D-5-1) の事業内容のうち、管理開始後 5 年が経過した災害公営住宅に係る内容を移行したものである。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更) (平成 29 年 1 月 19 日) 追加配分のため、◆D-1-1-1 震災後における代替輸送確保支援モデル事業より 3,528 千円 (国費 : 2,940 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 0 千円 (0 千円) から、3,528 千円 (2,940 千円) に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更) (平成 30 年 1 月 17 日) 追加配分のため、D-23-3 防災集団移転促進事業 (荒田地区) より 52,418 千円 (国費 : 43,680 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 3,528 千円 (2,940 千円) から、55,946 千円 (46,620 千円) に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更) (平成 31 年 1 月 11 日) 追加配分のため、★F-2-1-1 市街地効果促進事業 (相馬市) より 62,897 千円 (国費 : H27 予算 52,414 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 55,946 千円 (46,620 千円) から、118,843 千円 (99,034 千円) に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更) (令和 2 年 1 月 10 日) 追加配分のため、★F-2-1-1 市街地効果促進事業 (相馬市) より 222,330 千円 (国費 : H27 予算 185,274 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 118,843 千円 (99,034 千円) から、341,173 千円 (284,308 千円) に増額。</p>					
当面の事業概要					
<平成 29 年度>		対象戸数 : 馬場野地区	7 戸 (No. 20 事業 (D-5-1) と重複あり)		
<平成 30 年度>		対象戸数 : 馬場野地区等	82 戸 (No. 20 事業 (D-5-1) と重複あり)		
<平成 31 年度 (見込み)>		対象戸数 : 馬場野地区等	96-95 戸 (No. 20 事業 (D-5-1) と重複あり)		
<令和 2 年度 (見込み)>		対象戸数 : 馬場野地区等	230-284 戸 (No. 20 事業 (D-5-1) と重複あり)		
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人 (約 1,400 世帯) が震災後、約 1 年 7 ヶ月を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいるこれらの被災者 (低所得者等 (特区特例により収入要件緩和)、高齢者) を対象に応急仮設住宅から恒久住宅への住み替えを図り、生活環境の改善を図る。</p> <p>被災者は、応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み生活基盤を固めることが非常に重要である。</p> <p>なお、応急仮設住宅や県借上げアパート入居者の多くは、今後の生活に対する経済的不安を感じているため、家賃等の負担を軽減する対策は必要不可欠であります。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1,500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	